

受領拒絶と供託

当社は、自社ビルの隣地の一部を、お客様駐車場として賃借して、賃料は毎月隣地所有者宅に持参して支払っていました。ところが、今般、当社従業員と隣地所有者との間で、些細なことからトラブルになり、隣地所有者の自宅に賃料を持参しても受け取ってもらえません。当社としては、賃料未払の状態が続き、そのことにより駐車場の賃貸借契約を解除されてしまうのではないかと心配しているのですが、どのように対応したらよいでしょうか。

1. 債権者の受領遅滞とは

債務とは、特定人（債務者）から他の特定人（債権者）に対する一定の義務のことですが、現実には債務を履行するためには、債務者のみが義務を履行すれば足りるものではなく、債権者としても債務者に何らかの協力をしなければ、債務の履行が実現しないことがあります。

例えば、本件のように金銭債務を持参して支払っている場合についていえば、債務者が現実に金銭を債権者に持参したとしても、債権者が受領を拒絶した場合、債務者としては債務の履行ができないことになってしまいます。

このように、債務者ができるだけのことをしたにも関わらず、債権者がその受領を拒み、又は受領することができない場合を「受領遅滞」といい（民法413条）、債務者に不利益が生じないよう保護が図られています。

なお、この「受領遅滞」が認められるためには、債務者として現実に履行の提供をする必要があり、本件のように債権者の「受領」という行為を必要とする場合であっても、債務者として債務をすぐに履行できるよう準備し、そのことを債権者に通知して受領を催告しなければなりません（民法493条但書）。

2. 受領遅滞の効果

受領遅滞の効果として、まず、債務者として債務不履行から生じる不利益を免れることができます。具体的には、債務者が債権者から債務不履行を理由として契約を解除されたり、損害賠償を受けたり、違約金をとられたり、担保権が実行されたり、強制執行を受けたりすることはありません。

また、受領遅滞が成立した後は、約定利息も発生しないこととなります。

金銭債務でなく、特定物の引渡債務である場合には、受領遅滞が成立するまでは債務者としてその物の保管について善良なる管理者としての注意義務を課せられるのに対し、受領遅滞が成立した後は自己の物に対すると同一の注意をもって保管すれば足りません。

3. 本件の場合

本件の場合、当社は現実に隣地所有者の自宅に賃料を持参しても受け取ってもらえないことから、債権者である隣地所有者に受領遅滞が成立し、隣地所有者から当社に対する債務不履行に基づく契約解除は認められないものと考えられます。

4. 供託とは

以上のとおり、債権者に受領遅滞が成立する場合、債務者としては債務不履行を理由として契約を解除されることはありませんが、債務そのものを免れるものではありません。

債務者として債務そのものを免れたい場合には、弁済の目的物を供託をすることで、債務を免れることができます。

供託によって債務を免れるためには、法律上定められた供託原因がなければならず、具体的には、①債権者が弁済の受領を拒むこと、②債権者が弁済を受領することができないこと、③弁済者が過失なくして債権者を確知することができないこと、のいずれかの要件に該当しなければなりません（民法494条）。

債権者が受領を拒絶する場合は、まさに上記の①に該当し、債務者としては供託をすることができます。

なお、債権者が受領を拒絶する意思であるかどうかは慎重に判断する必要があり、判例上は、債権者があらかじめ受領を拒んだときであっても、債務者がさらに弁済の提供をし、債権者が受領遅滞に陥ったときにはじめて供託をなしうるものとされており（大判明治40年5月20日）、例外として、債権者のあらかじめの受領拒絶の意思が明確なときは、債務者は弁済の提供を要せず、直ちに供託ができるものとされています（大判明治45年7月3日）。

また、判例上、賃貸借契約の賃料債務のように継続的に債務が発生する場合について、債権者が一度でも受領を拒絶した場合には、その後の債務については債権者の受領拒絶の意思が明確であると判断するのが相当であるとしたものがあります（最判昭和45年8月20日）。

5. 供託の効果

債務の供託は、債務の履行地（特に定めがない場合には、債務者の住所地になります）にある供託所にしなければならず（民法495条1項）、この寄託により供託の効力を生じることになります。

民法上、供託者は遅滞なく債権者に供託をした旨の通知をしなければならないとされていますが（民法495条3項）、実務上は、供託者自身が債権者に通知をするのではなく、供託者から供託官に対し、債権者に供託通知書を発送することを請求し、供託官が供託通知書を送付する取り扱いが定着しています（供託規則16条）。

供託が効力を生じると、債務者は債務を免れることができます（民法494条）。債務の一部ずつの供託がなされた場合であっても、各供託金の合計額が債務全額に達したときは、その全額について有効な供託があったものとされます（最判昭和46年9月21日）。

債権者は、供託所に対して供託物を受領する債権（供託物還付請求権）を取得します。ただし、債権者から債務者に対する反対給付がある場合、債権者はその反対給付をしなければ、供託物を受け取ることができません（民法498条）。例えば買主が売買代金を供託したのに対し、売主が売買目的物の引渡をしていないような場合には、売主は買主に売買目的物を引渡さなければ、供託金を受領することはできません。

なお、供託はもともと債務者の便宜のためのものですから、供託者は供託物を取り戻

すことができるものとされており（供託物取戻請求権）、その場合には供託をしなかったものとみなされ、債務が復活することになります（民法496条）。ただし、債権者が債務者又は供託所に対して供託を受諾する意思表示をし、あるいは、供託を有効とする判決が確定した後は、債務者が供託物を取り戻すことはできません。